

県立図書館等複合施設基本構想検討委員会
第3回検討委員会議事録

1日時 平成16年9月3日(金)午後1時～3時30分

2場所 甲府市「ベルクラシック甲府」

3出席者(敬称略)

渡辺委員長 石田委員 乙黒委員 大串委員 桂委員 澤谷委員 西山委員 山中委員

4協議の概要

はじめに、「新たな学習拠点の整備について」、「生涯学習審議会での意見について」、「甲府駅周辺整備事業の現況について」、「アンケート調査結果について」事務局側から説明を行い、検討を行った。審議の概要は次のとおり。

(委員長)

事務局からの説明が終わりました。討論に入る前に、お手元に配付のように、山梨日日新聞から依頼され御意見を掲載されていますので、御説明をお願いしたいと思います。

(委員)

新聞社の希望としては、県立図書館と生涯学習推進センターの複合施設を作るときに2つをどう調整していくのか、県の図書館協議会の答申にもあったビジネス支援サービスを山梨で実施する意義などどう考えたらよいかなどについて、意見を書いて欲しいとのことでした。1番目については、従来の複合施設のようなそれぞれの機能があって、それを調整するというようなやり方はやめた方がいいだろうと書きました。山梨を考えたときには全体としてこれからの新しい知的で創造的な社会を創っていくための一つの拠点にする、そしてネットワークの中の一つの節目として、地域の中で知識を創造していくシステムの拠点にしなければいけないという考え方で、なおかつ、県立図書館と生涯学習推進センターというのは、図書館が情報を収集して効率的に活用してもらう空間としてあって、それを活用する人が集って、いろいろ討論したり、シュミレーションしたり、創作工房したり、ワークショップをしたり。この2つの空間があった場合これからの社会の中では一体的に活用し、両方の長所を積極的に社会に還元していくことが必要という考え方で一体的に運営していく、なおかつ県の中に知恵と知識を創造するシステムを創り出していく拠点としていきたい、そういうことをやらないとこれからは地域間の競争に山梨県は多分負けるだろう。やはり地域の中でそういう活力を生み出すことによってよりよい山梨を作っていく必要があるというのが最初の方の私の考え方ですね。2つ目のビジネス支援については、日本全体の問題が一つあります。日本の国の問題では去年の中小企業白書がOECDの調査報告を図表にしていますが、廃業率と起業率を各国別に並べて我が国はほとんど一番最後の方に出てきます。経済産業省では地域の中から新しい産業を作るようなシステムを日本の中に作り出せないといふことであって、いくつか手を打っているわけですがその一つとしてビジネス支援図書館というものを提案しているわけですね、中小企業の方ですとか新しいものを作り出したいという方々がまず最初に学んでいただける場として図書館を設定し、図書館側はそれに対して積極的に対応するような体制をとることによってファーストリーディング、まずいろいろ調査をしたり、学んだりする場として図書館、図書館は夜間でも開館している、土日もやっている、相談サービスもやっている、オンラインデータベースの検索も利用できる、そういった面では良い仕組みを持っているということでぜひ取り上げて欲しい。山梨でもこういったところをきちんと取り組むことによって今後も地域のなかでの産業の育成というものを図るといふまではいかななくても、一つのきっかけになればということを書いてみました。県立図書館で高度なレファレンスサービス、高度な新しいサービスを創造していくためには図書館だけを考えていたのではだ

めで、他の図書館や専門的な資料や情報を持っているところと人的なネットワークを作りながら県立図書館の中でそれを活用する、積極的に県民に提案していくというノウハウを作り出し、効率的に活用していくという絵柄です。

(委員長)

コンソーシアムですね、これについてもお考えを示していただけませんか。

(委員)

これから、新しい高度情報通信ネットワーク社会が来た時に今まで以上に地域の中で、知識に関わる人々を育てていくことが必要になっていくと思っています。そこで一つのキーワードになるのは大学間の共同体を作ってその中で特に大学院レベルの教育を単にキャンパスの中だけでなく外、つまりそういうものを求める人たちがアクセスしやすいような場所でそういったものを提供し、なおかつ大学間の単位互換ということも含めて場を作っていく必要があるだろうと思います。このような取り組みは地域の中で行われ、地域の中で人を育てていくシステムを作っていないと日本の国の発展といった面では、一極集中で行っても必ずしも将来にわたって日本全体ではうまくいかないのではないかと思います。これを機会に、山梨では行政がコーディネーターになって、図書館の資源を活用した大学の高度な教育をその場で行っていく、ある意味行政がコーディネーターとなって各大学に働きかけて、例えば家政系、実験系、工科系は難しいかも知れませんが、自然科学系とか人文科学系の大学に新たな学習拠点で講座を開いていただいて、県民が単位互換、科目等履修という形で1つでもいいから学べる、全部でも、留学してもらってもいいというようなシステムを作る必要がある。

(委員長)

今日は具体的な機能や役割の話になってきておりますが、御自由に発言をお願いします。

(委員)

今日のテーマは新たな学習拠点の提供サービスが中心になると思いますが、昨日、文部科学省の会議がありまして、そこでも話題になったのですが、図書館には今まで培ってきたノウハウがあります。例えば、質問回答サービスにしても、単に質問回答の事例のデータベースを作るということではなくて、情報や資料を組織化しておいて効率的に探し住民に提供していくということをしています。また、特定の情報ニーズを持ったグループへの資料、情報の提供を図書館として行っているわけですね。最近ですと、インターネットを使ったメールレファレンスやパスファインダーという形で提供しています。そういったことを例えばデータベース化していったり、今日的な地域の情報や資料を横断的に検索するシステムを構築するという部分も何らかの形で表現しておいたほうがいい。つまり、これまでの図書館は1冊単位で資料を提供してきましたが、これからは情報化の時代ですから本や雑誌の中のデータを的確に検索して提供することが求められている。実際に図書館ではそういうところに取り組んでおり、地域情報に関しては本ですとか雑誌ですとか、中には地図ですとか、そういった資料を横断的に検索することができるシステムを作り、それをデータベース化していつでも住民の方が検索することができるようにするなどいろいろなことができるわけですから、単に図書文献データベースの検索システムですとか電子情報提供システムという目に見えるハードの部分だけではなくて、図書館が今まで培ってきたソフトウェア、図書館の人の頭の中に入っている所をもう少し表現してもらいたいと思っています。

(委員長)

ありがとうございました。新たな学習拠点のイメージについてコメントをいただきました。いわゆるソフトの下というか向こうに図書館があり、その上にソフトが乗っているという考え方ですか。

(委員)

生涯学習推進センターと集客施設は融合図からイメージできるが図書館はイメージしきれない感がある。

(事務局)

「知る」というところはかなり図書館にウェイトを置いています。また、先程お話に出た情報に関する部分は、資料にある図書文献検索システムがまさに横断的な検索システムを想定しており、キーワード検索ができるようなものでないととても使えないだろうと考えております。また、特定グループへの質問回答サービス以外の取り組みについては基本的には現状のものが使えるのではないかと考えております。必要な部分はまた内容に取り込んでいくようにいたします。

(委員長)

どうぞ御自由に御意見をお出しください。

(委員)

ひとつは施設整備のあり方として流行ではないかも知れませんが、建築のイメージがまだ出てきていない。この建物の機能にあったユニークな建築のイメージというものをぜひ入れていただきたい。ここには、丹下健三が作った建物があります。いわゆる近代建築も山梨の中で甲府市中心部が引っ張ってきたということも含めて、21世紀に向けてあるべき公共建築のあり方を問うというような、少し風呂敷を広げてみてもいいのではないかと気がします。拠点というのは、インターネットとか見えないサービスと違い、やはりリアルなサイトですから、その辺はぜひともあった方がいい。わざわざ図書館を建て直すのだから、当然どんな建物になるか皆さん関心を持つのは当然のことで、ぜひともそれはあった方がよいという気がします。

それから、せっかくVFMを含めて民間活力を導入するからには、この事業を通じて雇用を創出するというような少し踏み込んだ表現をここで試してみてもいいのかなとも思います。要するに、民活の導入は、VFMを抜きにしても、雇用を広く地元開放するという意味もあるはずだと思います。この事業を通じて雇用促進につながるような民活の導入をしたいというような踏み込んだ表現もあっていいという気がします。あと1点、コンソーシアムについて少し申し上げますと、既存の大学組織を当てにしてもうまくいかないと思います。つまり、新しい枠組みを作るといふくらいの踏み込んだ形でないと、単位互換はおろか、少し公開講座をやって多分終わってしまう可能性もありますので、その辺に配慮しながらぜひともお話を進めていただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。いずれも非常にポイントを突いたお話だったと思います。私自身もハコ物を通じてしかイメージできないわけで、まだ検討段階だからという意見ももちろんあるでしょうが、夢を与えるという意味で、あってもしかるべきかと思えますね。

(事務局)

雇用の部分についてはもう少し書き込むようにしたいと思います。コンソーシアムについては、現在、県内の大学間で動いている部分もあります。高等教育機関連絡協議会では、大学間の連携に向けて研究していくということで、今年から来年にかけて実現化に向けて検討を進めていくこととしています。

(委員長)

この施設、県立大学もそうですが、新しくできるわけですね。そのような話は出ていないでしょうか。

(事務局)

現在想定しているのは資料に書いてある程度ですが、コンソーシアムの活動ができる場は施設の中に設けるようにしたいと考えております。コンソーシアムの組成という部分については、高等教育機関連絡協議会という場がありますのでそこで検討していただいて具体的な方向を出していただきたいと思いますと考えております。

(委員長)

委員の感覚では、それでは進まないだろうということですよ。

(事務局)

ある程度県が主導的に場も提供して、仕組みも作って、参加してみませんかというふうによれば、早く進むという感じもいたします。ただ、具体的に県が主導的にやったほうがいいかどうか、今の段階では判断がつきにくい状況ですし、御意見があればいただきたいと思っております。

(委員長)

ポイントはそこだと思いますね。大学全入時代が2006年に前倒しになって、大学の生き残りがここ2、3年の間に決まるという厳しい時期になってきているわけですね。そういう時期にあって、ありとあらゆる知恵を出し合って、大串委員が話されたようなアイデアが生まれてきている。それが東京圏だけでなく関西や九州まで巻き込んだ話も出てきており、東京に近い我が県で大学間コンソーシアムが非常にのんびりとした議論をしているという段階では大変ですね。県立大学が立ち上がる段階でもありますので、非常に気になりますね。

(委員)

県立大学の立ち上げも含めて数年後には大学院の整備というのも当然出てくるし、大学院の重点化は相変わらず続いています。資料にも専門職大学院大学についての記述があるが、専門職大学院大学を立ち上げる、要するにその機能をこの中に入れるんだという含みで、専門職を育成するための機関の受け入れのような記述をして、少し大学コンソーシアムの連携とか単位互換ということだけでなく、新しい専門職の県立の大学院大学の研究科を作るとかというような具体的な目標を持って話を進めていくということは考えられなくはないと思うのですが。

(事務局)

その辺も研究させてもらいたいと思います。県のほうでも仕組みが大切だと認識しておりますので、高等教育機関連絡協議会に働きかける中で、今年から少し研究経費もかけて具体的にどんなことができるか先進事例も調査しながら整理し、各大学に提案していきたいと考えております。

(委員長)

その他どうぞ御発言をお願いします。

(委員)

本県の場合には、生涯学習審議会と図書館協議会の2つがございまして、私は図書館協議会の方の立場ですが、今までうまく並行して協議をしましてまいりました。前回までに、関東甲信越の七不思議の1つに山梨があったというお話がありました。それは山梨がはるかにレファレンス件数が多いということを挙げておられました。その話を図書館協議会に出したのですが、県内の市町村図書館は非常に充実しております。市町村図書館の活動が活発になればなるほど県に対する要求が高まってくる。ところが現在の県立図書館では無理

があります。それで私達は図書館等複合施設ということで非常に期待をしておりましたが、それによって図書館が埋没したり、影が薄くなったりしては困ります。図書館法がありますが、複合施設とした場合に基づいた運営が考えられているかとか、図書館としての概念が薄れていくのではないかと心配しております。せっかく県に1つの図書館ですから、財政的な問題を考えれば高望みはしませんが、まず図書館の概念をきちんと示していただいた方がよいと思います。それから、市町村図書館の活動が活発になればなるほど県立図書館にも限界があります。それを補っていただくような形の新しい施設が望ましいと思う。図書館を含めた複合施設ですので、その点をきちんとやっていただきたいと思っております。市町村の期待に応え得るだけの図書館、複合施設を含めてですが、にすべきではないかと思っております。それから、やはり現場主義というものも大切ですから、今ある図書館というものも考えていただきたい。図書館協議会の委員の中には生涯学習審議会の委員をされている方もおります。私は社会教育という社会の中でずっと育ってきまして、その当時は図書館どころではありませんでした。しかし、その後生涯学習の中で学校教育、社会教育を考える時代になり、もちろん図書館もその中に考えられる時代になってきました。それがまた進歩して、こういう形で図書館が複合施設として建設されるわけですが、図書館の概念だけは是非失われないようお願いをしたいと思います。

(事務局)

当然本来の図書館機能を基本的に有するという中で、新しい時代の図書館に求められる機能としてはどんなものがあるだろうかを議論させていただきながら、新しい図書館を含めた複合施設についてご検討をいただいているということをご理解願いたい。現場主義のお話もありましたが、県の内部でも当然関係する3課で進めておりますので、原課の考えも十分に伺う中で作業を進めていきたいと思っております。

(委員)

今回、この複合施設の中では既存のものを壊すことができるということに期待しておりました。既存の県立図書館を壊す、図書館の概念を壊すというところからすごいことが生まれてくる、もしかしたらカウンターのない図書館、既存の概念の図書館はカウンターがあって、収蔵庫がある。そういうことを全部壊してしまうことによって、さらにすごい県立図書館になるという、またそれを生み出すのが今回の私どもの仕事ではないかと思っております。

(委員)

他の複合施設の整備に関わっていたときに感じたのですが、図書館のプレゼンス(存在感)は絶対消えない。仙台も山口もそうです。最後は図書館のプレゼンスがものすごく大きいわけです。なぜかという、無料で資料を提供するというシステムは世界中を探しても図書館のシステムだけしかない。要するにお金が介在しないで行政がサービスがしているのは世の中に図書館のサービス以外に存在していない。今では、住民票をとるにもお金をとるんですね。こういうサービス自体は本当に奇跡的なサービスで、これがまだ世界中で続いているということは、やはりそれなりのニーズがあるわけです。問題はそのサービスのあり方が少し変わってきているということであって、図書館のプレゼンスに関しては変わらないと思います。人々の図書館に対する期待は変わってくるだろうけれども、存在の大きさに関しては変わらないと思います。ですから、デフォルト(既定)として図書館があるという考え方は非常に良く、当たり前のもとしてその上にアプリケーション(業務)が乗っている。要するにOS(Operating System)みたいなものと考えて、僕はこの検討に関わっています。要は、細かいアプリケーションを今までのものとどんどん違ったものにしていきましょうということです。ひょっとしたら、カウンターのない、雑誌と参考資料しかないような県立図書館ができあがっていくかも知れないけれども、それはそれで一つの時代のニーズだし、よりサービスを高めるためのインフラであろうという気はします。ですから、図書館のプレゼンスはどうあってもこの複合施設の中では相変

わらず大きいだろうと考えています。

(委員)

今日は主に検討することになっていない運営方法について明確にしておきたい点があります。公共貸与権の議論については、法改正というか、法的には公共貸与権を設定するのは問題はないという法制審議会の回答があって、現在は当事者同士で話し合いを進めてくれという形での継続討議になっています。資料ではすぐにも法改正が行われるような印象がありますので修正した方がいいと思います。それから、運営について、一般的に誤解されやすいところがありますので、2つ申し上げておきます。1つは指定管理者にしても、PFIにしても最終的な責任は行政が持つということが法的に明記されております。事業としてうまくいかない場合もあります。受託者が破産してしまう場合もあります。そういった場合でも行政が最終的な責任を持つということで枠組みが考えられておりますので、その辺もわかりやすく書いておいたほうがよろしい。もう1つは責任についてです。公的な施設に関する責任の領域には3つありまして、1つは設置責任、施設を設置する責任、2つ目は管理責任、3つ目は業務執行責任。設置責任は行政が持ちます。条例を制定して、こういう施設をどこそこに置きます、どういう枠組みでやりますという設置責任は行政が持つわけですから、指定管理者制度になっても行政の責任からはずすことはできません。ここのところは誤解が生じる虞があります。実際、文部科学省でPFIの可能性調査とその報告書をまとめておりますが、そこでも各自治体や国民の方からの意見の中で一番多い誤解はそこですね。PFIにしてすべて民間に任せてしまう、指定管理者にして任せてしまう、責任はどこへ行ってしまうのかというふうな誤解を生じますので、あらかじめ書いておいたほうがよい。次に可能性というところでは管理責任と執行責任、あるいは設置責任の一部といってもいいかも知れませんが、3つの部分がちやごちやになっています。ただ、それを殊更明確にする必要があるかは議論のあるところかも知れませんが、ただその中で、皆さんにも理解しておいていただきたいのは、現在行われているPFI事業にも3つの形態がある。1つはPFIで建物を建てて管理・運営と具体的なサービスを一体的に実施するもの、2つ目はサービスははずす、例えば図書館サービスをPFI事業からはずすといったところがあります。3つ目は、部分をPFIが担う、つまり管理責任の部分は行政が担保として持っているわけですから、特定のサービスの部分をPFIが担う、建物の管理責任とかですね、そういった3つの形態があります。PFIにすると全部民間に任せてしまうという誤解が依然としてあると思います。

(事務局)

当然この施設は公の施設であり、県が設置管理条例を設けて設置する施設に代わりはありませんので、その中で民間に業務を委託できる部分がどこにあるかといった部分を整理しております。例えば、スペースの運営の独立採算型のところでは、県が求める業務要求水準について記載しておりますが、要するにこれが県の管理責任に当たる部分です。項目をきちんと示して契約することがPFIの基本です。今の時点では図書館とか生涯学習とかの切り分けをするのではなく、どの業務は民間ができるか、民間がやった場合に公共よりもよくできるのかを検討しておかなければなりません。

(委員長)

その議論は今日で終わりということではないですね。

(事務局)

次回また議論をいたします。

(委員長)

そうですね、今日は新しい役割、機能の部分に特化して議論し、約束の時間が来てしまいましたので、今の話は次回に送っておくことにしたいと思います。ほかにどうぞ

御発言はございますか。

(委員)

一公共図書館の立場としては、現在、かなり細かいところまで県民の一人一人に行き渡るサービスを心がけています。それはどこも同じで、御坂町にも図書館ができると聞いていますが、公共図書館の数も増えてきておりまして、県立図書館に要求してくることも非常に大きくなるだろうと思います。私どもとすれば、どういう県立図書館になるのかもっぱらの話題になっています。公共図書館の一人一人が、それぞれの地域の人々へのサービスということとともに、どういう県立図書館ができるかと非常に興味を持っていることをお伝えしておきたいと思います。

(委員長)

いかがですか。

(委員)

1点伺って、あと1点は提案という形で申し上げさせていただきたいと思います。まず、前回より明確になってきていますのは新たな学習拠点の提供サービス内容です。その大きな特徴として、地域産業育成のためのビジネス支援という部分が非常に強く、大きく、そこに重点が置かれている。図書館を中心とする複合施設、生涯学習という大きな括りの中での知の創造的編集ということが行われているということで、まず第一に問題解決型というときの問題という部分にはビジネス支援ということがあるんだなと理解してよろしいかどうか。確かにそうした側面というのは、東京の市区町村図書館あるいは大学、美術館、博物館ではできない、これまでの枠組みの中ではなかなか難しい面もあったでしょうし、新たな学習拠点においてそういうことを担っていくことについても、十分に理解できると思いますが、そういうスタンスでサービスの中心というか、重点を置いていくという考え方で受け止めてよろしいのでしょうか。

(事務局)

ビジネス支援だけを捉えているつもりはありません。基本的に課題解決といったときにビジネス支援だけが課題だとは思っておりません。

(委員)

補足しておきますと、来年度の国の先行的なプロジェクトの中に地域の課題解決型サービスの創造がありますが、そこで取り上げているのは1つはビジネス支援、2つ目は医療情報です。つまり、住民の健康と医療のためのさまざまな支援サービスをする。3つ目は学校教育支援です。この3つを文部科学省としては先行的なプロジェクトとして3カ所くらいの県に取り組んでもらいたいと言っております。それ以外に挙がっております課題としては、男女共同参画ですとか、工業技術関係の支援、子育て支援など9つくらいあります。その内、国としては緊急の課題としては、ビジネスと健康・医療、学校教育を挙げているということですね。これは時期ですとか、それぞれの地域、それから山梨県のこれからを考えて、いくつかテーマを定めて将来的に取り上げていくことはできますので、とりあえずビジネス支援が大きなテーマになっていると考えたほうがよいと思います。

(委員)

ありがとうございます。その点ははずせないということが今の説明でわかりました。また、アンケート調査結果でも、専門性の高い、市町村立図書館にはない資料、情報の収集、提供ということが求められております。専門性でいうと必ずしもビジネス支援だけではないだろう、今大串委員が話された医療や学校教育の支援も大事な部分だろうと思われまので、その辺を少し配慮していただけたらというのが私の感想です。それから、冒頭に委員長からも御発言がありましたコンソーシアムの件で、私も県内の大学のコミュニティの

一員として間接的にその動きなどを漏れ聞いていますが、委員長や桂委員がおっしゃったようになかなか難しい現実もあります。大学の側を一つにまとめるところを担っていけるのはおそらく県だろうと思いますので、是非実現のために大変だろうとは思いますが、お願いをしたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。まったく賛同するべき意見だと思います。

(委員)

先程委員からもお話がございまして今まで公共図書館のサービスは無料が原則だ、大変素晴らしいことのお話がありました。この考え方を将来に渡って無料サービスを継続していくという表現がございしますが、新たな施設になりますと生涯学習に対応した多くのサービスを提供しなければならない。そういうものも含めてすべて将来に渡って無料で対応されるお考えなのかどうか伺いたいと思います。

(事務局)

この部分については公共図書館サービスについて書いておりますので、他のものについては当然有料ということを検討していかなければならないと考えております。また、現状でもすでに無料でないものもあると思いますので、そういうものは適正な料金を考えていかなければならないと思います。

(委員長)

どうもありがとうございました。時間も過ぎておりますので、本日はここまでにしたいと思います。今日残された問題もいくつかあると思いますが、一つだけ十分に議論されなかったところ、ビジネス支援のところですね、ここも大学間コンソーシアムをテーマに議論を呼びましたように、似たような問題がありますね。今日はもう議論しないことにしてもテーマとしては残されているのではないかという感じを持ちました。最後にまとめをすべきであります、まだ3回目でまとめをするには早すぎますので、今日の議論のまとめはしません。マイクを事務局にお返しします。